

**社会福祉・正誤問題**  
**社会福祉の原理と政策**

# 現代社会における福祉制度と福祉政策

## 福祉制度の概念と理念

**1** 社会福祉法の「福祉サービスの基本的理念」において、個人の尊厳の保持を旨とし、  
 33回22 その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない、とされている。

**2** 社会福祉法の「福祉サービスの基本的理念」において、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される、とされている。

**3** 社会福祉法の「福祉サービスの基本的理念」において、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する、とされている。

**4** 社会福祉法の「福祉サービスの基本的理念」において、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される、とされている。

**5** 社会福祉法の「福祉サービスの基本的理念」において、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与する、とされている。

**6** 「2005年世界サミット成果文書」のフォローアップとして国連総会(2012年)で採択された「人間の安全保障」についての共通理解の文書は、貧困を解決することに限定されている。

**7** 「2005年世界サミット成果文書」のフォローアップとして国連総会(2012年)で採択された「人間の安全保障」についての共通理解の文書では、全ての人の保護および能力と地位の向上を強化することを求めている。

社会福祉法第3条(福祉サービスの基本的理念)の内容である。ほかに福祉サービスに関する条文は、第5条に社会福祉事業者の責務を定めた「福祉サービスの提供の原則」、第6条に「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」がある。

設問は、障害者基本法第1条(目的)の内容である。

設問は、生活保護法第1条(この法律の目的)の内容である。

設問は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条(医療制度)の第4項、及び高齢者における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条(提要)の第1項に規定される内容である。

設問は、国民年金法第1条(国民年金制度の目的)の内容である。

貧困を解決することに限定していない。共通理解の文書は「人間の安全保障」について国連加盟国間の共通理解を示したものであり、人間は、どのような権利をもっているのか、その権利を享受するために他国が負っている責任を示している。(関連キーワード▶1参照)

共通理解の文書において「人間の安全保障は、全ての個人を全ての人間の保護および能力と地位の向上を強化する人間中心の、包括的な、文脈特定のそして予防志向型の対応を求めている」と示されている。(関連キーワード▶2参照)

▶1  
「2005年世界サミット成果文書」  
国連が基づく「価値と原則」を示した上で、「開発」「平和と集団安全保障」「人権と法の支配」「国連の強化」の4分野の問題について、多國間で解決するための具体的な措置を示している。

▶2  
「人間の安全保障」についての共通理解の文書  
「2005年世界サミット成果文書」の人間の安全保障に関する第143項のフォローアップをいい、2012年の国連総会で採択されている。

**8** 「2005年世界サミット成果文書」のフォローアップとして国連総会(2012年)で採択された「人間の安全保障」についての共通理解の文書では、予防志向型の対応を求めている。

**9** 「2005年世界サミット成果文書」のフォローアップとして国連総会(2012年)で採択された「人間の安全保障」についての共通理解の文書では、経済的権利に優先性を付与している。

**10** 「2005年世界サミット成果文書」のフォローアップとして国連総会(2012年)で採択された「人間の安全保障」についての共通理解の文書では、武力の行使を必要としている。

**11** 近年の政府による福祉改革の基調となっている「地域共生社会」では、老親と子の同居を我が国の「福祉における含み資産」とし、その活用のために高齢者への所得保障と、同居を可能にする住宅等の諸条件の整備を図ることを目指す。

**12** 近年の政府による福祉改革の基調となっている「地域共生社会」では、「地方にできることは地方に」という理念のもと、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しを一体のものとして進めることを目指す。

**13** 近年の政府による福祉改革の基調となっている「地域共生社会」では、普遍性・公平性・総合性・権利性・有効性の五つの原則のもと、社会保障制度を整合性のとれたものにしていくことを目指す。

**14** 近年の政府による福祉改革の基調となっている「地域共生社会」では、行政がその職権により福祉サービスの対象者や必要性を判断し、サービスの種類やその提供者を決定の上、提供することを目指す。

**15** 近年の政府による福祉改革の基調となっている「地域共生社会」では、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画すること等で、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す。

設問のとおり。共通理解の文書には「包括的な、文脈特定のそして予防志向型の対応を求めている」と示され、予防志向型の対応に加え、包括的、文脈特定の対応も求めている。

経済的権利に優先性を付与していない。共通理解の文書には「人間の安全保障は、平和、開発および人権の間の相互関係を認識し、そして市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を等しく考慮している」と示されているように、経済的権利は、市民的、政治的、社会的及び文化的権利と等しい。

武力の行使を必要としていない。共通理解の文書には「人間の安全保障は、武力による威嚇または武力の行使若しくは強制手段を必要としない」と示されている。

老親と子の同居を「福祉における含み資産」と位置づけたのは、『厚生省(昭和53年版)』である。地域共生社会では、市町村が既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うことが盛り込まれている。

設問は、国から地方への税源移譲(三位一体の改革)の内容である。

▶3  
三位一体の改革  
「地方にできることは地方に」という理念のもと、地方の権限・責任を拡大して、地方分権をいっそう推進することを目指した取組みである。

設問は、『1995年(平成7年)の社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築(勧告)―安心して暮らせる社会をめざして―(95年報告書)』の内容である。

設問は、措置制度についての説明である。

2016年(平成28年)6月に閣議決定された『ミッソシ―億総活躍プラン』では、地域共生社会を「子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる」社会と位置づけている。

## 福祉政策の概念と理念

16 EU(欧州連合)の社会的包摂政策がノーマライゼーションの思想形成に影響を与えた。  
34回23

17 ノーマライゼーションは、知的障害者の生活を可能な限り通常の生活状態に近づけるようにすることから始まった。  
34回23

18 ノーマライゼーションは、ニュルンベルク綱領(1947年)の基本理念として採択されたことで、世界的に浸透した。  
34回23

19 ノーマライゼーションは、国際児童年の制定に強い影響を与えた。  
34回23

20 ノーマライゼーションは、日本の身体障害者福祉法の制定に強い影響を与えた。  
34回23

21 アダム・スミス(Smith, A.)は、充実した福祉政策を行う「大きな政府」からなる国家を主張した。  
35回24

22 ベヴァリッジ(Beveridge, W.)は、欠乏・疾病・無知・不潔・無為の「五つの巨悪(巨人)」を克服するために、包括的な社会保障制度の整備を主張した。  
35回24改委

23 ケインズ(Keynes, J.)は、不況により失業が増加した場合に、公共事業により雇用を創出することを主張した。  
35回24

社会的承認とは、社会価値評価に基づいて承認をすることである。ホネットは「愛」「法」「連帯」という3つに区分して承認形式を論じている。

デュルケムが論じた有機的連帯とは、個性化した個人が相互依存的な関係で結ばれている社会結合のことをいう。有機的連帯は機械的連帯に対応している。

同心円地帯理論は、シカゴをモデルにした都市の成長過程に関する理論である。パージェスは、都市空間は同心円状に、中心から外側に向けて侵食しながら膨張していくと論じた。

1887年(明治20年)に石井十次が設立した岡山孤児院では、イギリスで孤児院を運営したミュラー(Muller, G.)の影響を受け、無制限收容が実施された。また、家族ごとの個性を尊重する家族制度や、乳幼児や病児を、近隣の農家へ里子に出す委託制度などを取り入れる等の多様な処遇がなされた。

山室軍平は救世軍日本支部における活動を展開し、釈放者の保護、廃娼運動、婦人保護、無料宿泊所や労働紹介所の設置等、多岐にわたる活動を行った。

留岡幸助が設立したのは家庭学校である。留岡は、監獄の教誨師を務めながら犯罪の芽は幼少期に形成されることを学び、1899年(明治32年)に東京巢鴨に不良化した少年たちの教育をするための家庭学校を設立した。

野口幽香は、森島美根とともに幼稚園を貧困家庭の子弟教育にまで拡大することを目指し、1900年(明治33年)に番町教会の援助を受け、二葉幼稚園を設立した。

石井亮一は、1891年(明治24年)の濃尾大地震の被災児・者の救済活動に尽力し、同年に聖三一孤女学院を設立した。聖三一孤女学院は、1897年(明治30年)に滝乃川学園に改称され、知的障害児教育を目的とする特殊教育部が設置された。

▶8 連帯  
特にホネットが目している連帯は、人それぞれの個性が、共同体がもつ価値に対してどれだけ役立っているのか、ということを相互に評価し合う承認形式である。

▶9 有機的連帯と機械的連帯  
有機的連帯は分業化が進んだ社会でみられ、機械的連帯は分業化以前の社会で見られる。

▶10 同心円地帯理論  
パージェスは、中心から①CBD(=中心業務地区)、②遷移地帯(=スラムなどの低所得者向けの居住地帯)、③一般労働者向けの住宅地帯、④中産階級向けの住宅地帯、⑤通勤者住宅地帯、の5つに分類した。

- 51 孝橋正一は、社会事業を、資本主義の維持という側面から、賃金労働の再生産機構における「社会的問題」の緩和・解決の一形式と捉えた。

- 52 一番ヶ瀬康子は、生活権を起点に据えた実践論・運動論を組み入れた社会福祉学が総合的に体系化されなければならないと論じた。

- 53 岡村重夫は、社会福祉の固有の機能を、個人とそれを取り巻く環境との間の不均衡を調整し、環境への適応を促すことと論じた。

- 54 木田徹郎は、政策論よりも援助技術論を重視すべきと論じた。

## 福祉の原理をめぐる哲学と倫理

- 55 パーリン(Berlin, I.)のいう消極的自由とは、自らの行為を妨げる干渉などから解放されることで実現する自由を意味する。

- 56 ポジティブ・ウェルフェアは、人々の福祉を増進するために、女性参政権の実現を中心的な要求として掲げる思想である。

- 57 1960年代のアメリカにおける福祉権運動の主たる担い手は、就労支援プログラムの拡充を求める失業中の白人男性たちであった。

- 58 フェビアン社会主義は、ウェブ夫妻(Webb, S. & B.)などのフェビアン協会への参加者が唱えた思想であり、イギリス福祉国家の形成に影響を与えた。

- 孝橋正一は、社会事業の本質は、社会政策を代替補充するところにある(代替補充性論)とし、資本主義を維持、存続(恒久維持性)させるためには、資本主義が生み出す矛盾を緩和、解決することが必要だと主張した(論議的論)。

- 一番ヶ瀬康子や真田 是ら<sup>なかし</sup>が政策面の一面性を批判し、「新政策論」を提起し、社会福祉運動の役割を重視したことから「運動論」とも呼ばれている。

- 岡村重夫は、個人と個人を取り巻く環境との間に不均衡が生じた場合、個人や集団を援助し環境との関係を調整して、環境への適応を促す点に社会福祉の固有の機能を求めようとした。

- 政策論と援助技術論の論争は、孝橋理論(政策論)と岡村理論(技術論)による。

- 設問のとおり。イギリスの哲学者パーリンは、『自由論』において、積極的自由と消極的自由を提唱した。消極的自由とは、「～からの自由」を意味する。一方、積極的自由とは、「～への自由」であり、自らが主体的に決定し自律的に行動することを意味する。

- ポジティブ・ウェルフェアとは、イギリスの社会学者ギデンズ(Giddens, A.)が提唱した概念である。広く国民全体の可能性を引き出すという考え方に基づく社会保障で、金銭給付よりも教育や職業訓練による労働力向上を重視し、新設な福祉国家の方向性を示した考えである。

- 福祉権運動の主たる担い手は、失業中の白人男性たちではなく、黒人の公的扶助受給者である。福祉権運動は、厳格な受給要件の緩和や人権を脅かすような諸規則の改善を求めた。

- フェビアン協会の中心人物だったウェブ夫妻は、『産業民主制論』の中で、国家が国民に対して最低限度(最低水準)の生活を保障するという「労働者階級のための」を提唱している。(関連キーワード▶12参照)

▶11  
福祉権運動  
1960年代後半に黒人の公民権運動の影響を強く受けて誕生した公的扶助受給者を主体とする権利要求運動である。

▶12  
ファビアン社会主義  
社会福祉の充実による漸進的な社会変革を積み重ねる思想や運動を指す。

- 59 コミュニタリアニズムは共同体主義ともいい、歴史的に形成されてきた共同体(コミュニティ)の中で培われた価値を重視する思想である。  
 35回23改変

## 福祉制度の発達過程

### 前近代社会と福祉

- 60 屋根葺きや田植えなどに際して労力を交換しあう慣習を「ユイ」という。  
 27回24

### 産業社会と福祉

#### ●海外

- 61 イギリスのエリザベス救貧法(1601年)では、全国を単一の教区とした救貧行政が実施された。  
 31回24

- 62 イギリスの労役場テスト法(1722年)は、労役場で貧民救済を行うことを目的とした。  
 31回24改変

- 63 イギリスのギルバート法(1782年)は、労役場内での救済に限定することを定めた。  
 31回24

- 64 新救貧法(イギリス, 1834年)では、劣等処遇の原則を導入し、救貧の水準を自活している最下層の労働者の生活水準よりも低いものとした。  
 33回25

- 65 新救貧法(イギリス, 1834年)では、パンの価格に基づき定められる最低生計費よりも収入が低い貧困者を対象に、救貧税を財源としてその差額を給付した。  
 33回25

- 設問のとおり。共同体には、地域社会や家族、親族関係などさまざまなものが含まれる。

- 「**互酬的**」とは、共同体の構成員の間で、互酬的に労力を交換しあう互助組織である。農作業などでは多大な労力を必要とする生産活動を共同で行うが、提供した労力と**同じ程度の労力を受け取ることが**できることに「ユイ」の特徴がある。稲刈りや灌漑、森林の伐採などが具体例である。

- エリザベス救貧法**では、地域の**教区ごと**に救貧行政を実施した。全国を単一として救貧行政を実施したのは、**新救貧法**(1834年)である。

- エリザベス救貧法**(1601年)で、収容人数の増加に伴う救貧費用の抑制と不正受給や怠惰な者の救済防止が課題となったため、**労役場テスト法**により、労役場を労働意欲と救済意思を確認する場として活用することを定め、労役場以外での貧民救済を抑制した。

- 過酷な条件下で院内救済を実施した**労役場テスト法**(1722年)により救済をあきらめた貧民を増加させる結果を招いたため、**ギルバート法**は救貧行政の合理化と貧民処遇の改善を目指し、労働能力のない貧民を院内で、労働能力のある貧民に対して院外での救済を実施した。

- 新救貧法のねらいは、**劣等処遇の原則**により、労働能力のある貧民の救済を厳格化し、救貧費用を削減することにあった。

- 設問は、**スティーヴンソン制度**(1795年)の内容である。同制度は低賃金労働者の生活保障に一定の効果を発揮したが、救貧税の増大を招き、その後、救貧法改革が行われた。

▶13  
 エリザベス救貧法の救済  
 ①労働能力のある貧民(有能貧民)には労役場による労働を課し、②労働能力のない貧民(無能貧民)には親族による扶養、若しくは救貧院での保護を与え、③子どもには徒弟奉公による職業的自立を促した。

▶14  
 新救貧法のねらいは劣等処遇の原則のほか、①中央集権的な給付水準の統一、②救貧行政の単位を教区から教区連合へ広域化、③労働能力のある貧民の院外(在宅)救済の禁止。

**66** 新救貧法(イギリス, 1834年)により, 貧困調査を実施して, 貧困は社会的な要因で発生することを明らかにした。  
33回25

**67** 新救貧法(イギリス, 1834年)では, 働ける者を労役場で救済することを禁止し, 在宅で救済する方策を採用した。  
33回25

**68** 新救貧法(イギリス, 1834年)は, 貧困の原因として欠乏・疾病・無知・不潔・無為の5大巨悪を指摘した。  
33回25

**69** イギリスの新救貧法(1834年)は, 貧民の救済を拡大することを目的とした。  
31回24

**70** ラウトリー (Rowntree, B.)は, ロンドンで貧困調査を行い, 貧困の主たる原因が飲酒や浪費のような個人的習慣にあると指摘した。  
34回26

**71** エイベル - スミス (Abel-Smith, B.)とタウンゼント (Townsend, P.)は, イギリスの貧困世帯が増加していることを1960年代に指摘し, それが貧困の再発見の契機となった。  
34回26

設問は, <sup>15</sup>ブース (Booth, C.)がロンドンで1886年から実施した貧困調査の記載である。

労働能力のある貧民の在宅救済を禁止し, 労働能力のある貧民を労役場(ワークハウス)に収容し, 強制的に労働に従事させた。イギリスで在宅救済を認めた代表的な制度は, <sup>16</sup>ギルバート法(1782年)や<sup>16</sup>ナムラッド制度(1795年)である。

設問は, <sup>16</sup>ベヴァリッジ報告(1942年)の記載である。第二次世界大戦中にイギリスで公表されたベヴァリッジ報告(社会保険及び関連サービスに関する報告)は, 戦後福祉国家の礎となった社会保障計画である。

<sup>16</sup>ギルバート法(1782年)や, 低所得者に賃金補助する<sup>16</sup>ナムラッド制度(1795年)などによって, 労働意欲の低下や救貧税の負担による納税者の貧困化が進んだため, <sup>16</sup>新救貧法では「劣等処遇の原則」に基づき, 最下層以下の独立労働者よりも低い水準で救貧行政を実施した。

ロンドンで1880年代半ばから貧困調査を実施したのは<sup>15</sup>ブース (Booth, C.)である。ラウトリーは, 1890年代後半から, イギリスのヨーク市で貧困調査を行い「絶対的貧困」という貧困測定方法を確立した。(関連キーワード▶17参照)

エイベル - スミスとタウンゼントは, 1965年の共著「<sup>16</sup>貧困者と極貧者」において, 公的扶助基準を下回る世帯と貧困線に近い世帯がともに増加しており, イギリスの世帯の6分の1が貧困状況にあることを指摘した。

▶15  
ブースの貧困調査  
17年間にわたった調査結果は『ロンドン市民の生活と労働』(全17巻)にまとめられた。その中で, 人口の約3割が貧困線かそれ以下の生活をしており, その原因として不規則労働, 低賃金, 疾病, 多子などの社会経済的要因が指摘された。

▶16  
新救貧法  
マルサス(Malthus, T. R.)の『人口論』を論拠とした。

▶17  
ラウトリーの貧困調査  
①最低生活費を基準線とする貧困の判定, ②家族構成と消費水準の関係の分析, ③第二次貧困の研究によって行われた。

▶18  
第一次貧困と第二次貧困  
ラウトリーがヨーク調査で規定した分類。総収入が単なる肉体的能率を維持するために必要な最小限度にも足らぬ家庭を「第一次貧困」, かるうじて確保されている家庭を「第二次貧困」と名づけた。

整理しておこう!

イギリスの貧困研究・調査

人名	著作	概要
	『人口論』(1798年)	人口が幾何級数的に増加するのに対し, 食料は算術級数的にしか増加せず, 救貧法による人為的救済は貧民を増加させるだけであると批判した。
	ロンドンにおける貧困調査(1886～1902年)	3回にわたっての調査を行い, 人口の3割が貧困線以下の生活を送っていること, 貧困は個人の習慣の問題ではなく雇用や環境の問題に起因することなどを明らかにした。

	ヨーク市における貧困調査(1899～1950年)	マーケット・バスケット方式により貧困を測定し, 第一次貧困9.91%, 第二次貧困▶1817.93%の計3割が貧困状態にあることを明らかにした。
	『産業民主制論』(1897年)	ナショナル・ミニマムを最初に提唱し, 「救貧法及び失業救済に関する勅命委員会」報告書(少数派報告)(1909年)では救貧法の解体を主張した。
	『イギリスにおける貧困』(1979年)	一連の貧困調査を行い, 「相対的剥奪」という概念による相対的貧困の研究が注目された。

**72** タウンゼント (Townsend, P.) は、等価可処分所得の中央値の50%を下回る所得しか得ていない者を相対的剥奪の状態にある者とし、イギリスに多数存在すると指摘した。  
34回26

**73** イギリスの国民保険法(1911年)は、健康保険と失業保険から成るものとして創設された。  
31回24

**74** ベヴァリッジ (Beveridge, W.) による『社会保険および関連サービス』(「ベヴァリッジ報告」)は、「窮乏」(want)に対する社会保障の手段として、公的扶助(国民扶助)が最適であり、社会保険は不要であるとした。  
34回26

**75** サッチャー (Thatcher, M.) が率いた保守党政権は、貧困や社会的排除への対策として、従来の社会民主主義とも新自由主義とも異なる「第三の道」の考え方に立つ政策を推進した。  
34回26

**76** 「ベヴァリッジ報告」では、福祉サービスの供給主体を多元化し、民間非営利団体を積極的に活用するように勧告した。  
32回25

**77** 「ベヴァリッジ報告」では、従来の社会民主主義とも新自由主義とも異なる「第三の道」路線を選択するように勧告した。  
32回25

**78** 「ベヴァリッジ報告」では、ソーシャルワーカーの養成・研修コースを開設して、専門性を高めるように勧告した。  
32回25

**79** 「ベヴァリッジ報告」では、衛生・安全、労働時間、賃金、教育で構成されるナショナル・ミニマムという考え方を示した。  
32回25

**X** タウンゼントの相対的剥奪<sup>▶19</sup>とは、ある社会で慣習とされている生活様式に沿った生活ができない状態のことをいう。等価可処分所得の中央値の50%を下回る所得層が全人口に占める割合は OECD(経済協力開発機構)による相対的貧困率の算出方法である。

**X** イギリスの国民保険法は、1880年代のドイツで実施された、~~ドイツ~~マルクの社会保険政策を参考に創設された。健康保険と失業保険から成り、~~強制加入の失業保険~~を、世界で初めて制度化した国営の保険である。

**X** 1942年に提出された『社会保険および関連サービス』(「ベヴァリッジ報告」)<sup>▶20</sup>は、窮乏、疾病、無知、陋隘(不潔)、怠惰を「五人巨人(五人の巨人)」とし、これらの対応には、国家による社会保険制度を整備し、社会保険制度での対応が困難な場合に公的扶助(国民扶助)を用いることとした。

**X** 「第三の道」の考え方に立つ政策を推進したのは~~ブレア~~(Blair, T.) が率いた労働党政権である。サッチャーが率いた保守党政権は、ブレアによる「第三の道」よりも前に、自助努力、規制緩和、小さな政府、市場原理を重視した新自由主義政策を推進した。

**X** 「ウルフェンデン報告」に関する記述である。ウルフェンデン報告は、社会サービスのシステムを、インフォーマル部門、公的部門、民間営利部門、民間非営利部門に分け、多様な供給主体とする「福祉多元主義」を打ち出した。

**X** 1999年、イギリス・ブレア政権のもとで「第三の道」路線を提唱したのは、社会学者~~ギデンズ~~(Giddens, A.) である。イギリスは社会主義でもなく市場主義でもない「第三の道」により「福祉国家」を模索することになる。

**X** 1959年の「~~ウェットマン~~報告」に関する記述である。これはイギリスの「地方自治保健・福祉サービスに関する調査委員会」の報告書である。

**X** ナショナル・ミニマムを提唱したのは~~ウェブ~~(Webb, S. & B.) である。事後救済よりも貧困の予防を主張し、イギリスの福祉国家の構築に大きな影響を与えた。ベヴァリッジ報告は、国家責任の範囲を最低限度の生活保障に限定したものであった。

▶19  
タウンゼントの相対的剥奪  
「人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスしたりできない」状態。

▶20  
ベヴァリッジ報告  
第二次世界大戦の勝利に向けて、国民の不満を解消するために戦争目的を明確化すると同時に、戦後のイギリスが進むべき国家体制について示した報告書(1942年)。



80 「ベヴァリッジ報告」では、社会保障計画は、社会保険、国民扶助、任意保険という3つの方法で構成されるという考え方を示した。

●国内

81 「方面委員制度」は、イギリスの慈善組織協会(COS)よりも早く始まっていた。

82 方面委員制度は、社会事業の確立によって済世顧問制度へと発展した。

83 第一次世界大戦末期に発生した米騒動の直後に、社会事業に関する事項を扱う行政機関として内務省社会局が設立された。

84 救護法は市町村を実施主体とする公的扶助義務主義を採用したが、要保護者による保護請求権は認めなかった。

ベヴァリッジ報告が起点となり「**ゆりかごから墓場まで**」とされたイギリス福祉国家が構築された。ベヴァリッジモナシヨナル・ミニマム概念を取り入れるが、それは国家責任の範囲であり、社会保障を社会保険、国民扶助、任意保険の組み合わせにより計画することを主張した。

わが国の方面委員等の取組みは、**1917年(大正6年)**、岡山県の笠井信一知事による**済世顧問制度**で始まった。イギリスの**慈善組織協会(COS)**は**1869年**に開始している。

方面委員制度は、1918年(大正7年)に大阪府の**林有蔵知事**のもと、**小河次郎**の立案によって創設されたものである。済世顧問制度は、方面委員制度よりも古く、1917年(大正6年)に岡山県で制度化された。

設問のとおり。1920年(大正9年)に内務省に設置された社会局は「社会事業に関する事項」を所管し、「**社会事業**」が国の法令上に明記されることとなった。

1929年(昭和4年)に成立した救護法では、要保護者による保護請求権は認められておらず、救済の対象から労働能力のある貧困者を除外し、被救護者の選挙権を剥奪するなど**制限扶助**の立場をとっていた。

**整理しておこう!**

日本における福祉関係施設の始まり

日本において、障害児施設などの福祉関係施設が設立され始めたのは明治以降のことである。それ以前にも、聖徳太子によって設けられた四箇院(施薬院、悲田院、敬田院、療病院)などの公的救済施設があったが、明治以降、近代化が進むなか、既成社会のあり方に疑問をもち、社会改良的な情熱に燃えた慈善事業家などによって新たな救済施設が立ち上げられた。以下にあげる代表的な施設と人物はぜひ覚えておきたい。

年号	施設	人物	取組事項
1872年(明治5年)	東京府養育院	渋沢栄一	・老人・児童・病弱者の援護 ・現在の石神井学園(児童養護施設)
1874年(明治7年)	浦上養育院	岩永マキ	・孤児の救済
1887年(明治20年)	岡山孤児院	石井十次	・明治期の代表的な育児施設 ・1891年(明治24年)の濃尾地震の孤児や1905年(明治38年)の東北大凶作の貧児保護

年号	施設	人物	取組事項
1891年(明治24年)	滝乃川学園	石井亮一	・最初の知的障害児(者)施設 ・前身は孤女学院 ・孤児と知的障害児教育を行う
1897年(明治30年)	キングスレー館	片山潜	・東京神田三崎町に設立 ・セツルメント(隣保事業)の先駆 ・労働者階級を視野においた社会改良実践
	免囚保護所	原胤昭	・出獄人を保護
1899年(明治32年)	家庭学校	留岡幸助	・菓鴨家庭学校、北海道家庭学校を創設 ・非行少年の感化事業 ・後の児童自立支援施設 ・農業中心の労作教育
1900年(明治33年)	二葉幼稚園	野口幽香	・貧民子女のための慈善幼稚園
1946年(昭和21年)	近江学園	糸賀一雄	・戦災孤児や浮浪児、知的障害児対象の民間施設 ・知的障害児施設として障害児福祉の指導的役割

**85** 国家総動員体制下において、人的資源論に基づく生産力・軍事力の観点から、戦時厚生事業は社会事業へと再編された。  
34回25

**86** 社会事業法の成立により、私設社会事業への地方長官(知事)による監督権が撤廃されるとともに、公費助成も打ち切られた。  
34回25

**87** 児童虐待防止法(1933年(昭和8年))は、母子保護法の制定を受けて制定された。  
30回24

## 現代社会と福祉

**88** 現行生活保護法(1950年(昭和25年))では、その対象者に、扶養義務者のいる者も含まれる。  
27回25

### 整理しておこう!

#### 旧生活保護法と新生活保護法の比較

旧生活保護法(1946年(昭和21年))では、それまでの制限扶助主義から一般扶助主義となり、無差別平等の保護を定めるとともに要保護者に対する国家責任による保護を明文化した。しかし、勤労意欲のない者や素行不良の者等には保護を行わないという欠格条項が設けられ、保護の対象は限られたものであった。

それに対し、新生活保護法(1950年(昭和25年))では、日本国憲法第25条の生存権に基づく法律であることを明文化し、保護受給権を認め、不服申立制度を法定化した。教育扶助・住宅扶助が追加され(2000年(平成12年))に介護扶助が追加、指定医療機関を新設するとともに、保護事務を行う補助機関に社会福祉主事をおき、それまで補助機関であった民生委員は協力機関とした。

日中戦争下の1938年(昭和13年)に社会事業法と並んで国家総動員法が公布され、国家総動員体制が完成した。従来の社会事業は、戦争遂行のための人的資源の確保を目的とした健民健兵政策に基づき、(戦時)厚生事業へと再編された。

社会事業法は、私設社会事業に国が積極的に関与する施策として1938年(昭和13年)に立法化されたものである。同法の成立によって、これまで実施されていなかった国による私設社会事業への助成、税制優遇措置、地方長官(知事)による私設社会事業の監督権が明確化された。

母子保護法は1933年(昭和8年)の制定であり、時代が異なる。児童虐待防止法は14歳未満を対象とし、養育者等による児童虐待の防止、乞食行為の強要・見世物小屋や風俗関連などでの労働を禁止する内容だった。母子保護法は、13歳以下の子を有する貧困母子家庭救済のための法律であり、「生活扶助」「教育扶助」「生業扶助」「医療扶助」を行った。

生活保護法第4条第2項で「扶養義務者の扶養(中略)は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」と定められているが、同条第3項では、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」とあり、場合によっては扶養義務者がいても保護の対象となる。

	旧生活保護法	新生活保護法
扶助の種類	生活扶助、医療、助産、生業扶助、葬祭扶助の5種	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の7種に、2000年(平成12年)に介護扶助が追加され、8種
対象者	有(怠惰・素行不良者は対象外)	無(無差別平等)
実施機関	すべて市町村長	都道府県知事、市長、福祉事務所を管理する町村長(保護の決定・実施に関する事務は、その権限を福祉事務所などその管理に属する行政庁に委託できる)
補助機関	民生委員	社会福祉主事(民生委員は協力機関)

**89** 児童福祉法(1947年(昭和22年))は、戦災によって保護者等を失った満18歳未満の者(戦災孤児)にその対象を限定していた。  
35回26

児童福祉法の対象は、戦災孤児ではなく**児童一般**である。終戦直後の日本政府は、戦災孤児や浮浪児対策として、児童保護施設への強制収容を行っていたが、児童が保護施設から脱走するなど抜本的な解決には至らず、児童を健全に育成していく政策が必要とされた。

**90** 身体障害者福祉法(1949年(昭和24年))は、障害の種別を問わず全ての障害者を対象とし、その福祉の施策の基本となる事項を規定する法律と位置づけられていた。  
35回26

身体障害者福祉法の対象範囲から精神障害、知的障害、結核などは除外された。同法の対象となる身体障害者の範囲は、**視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由、中枢神経機能障害**の五つに限定された。

**91** (新)生活保護法(1950年(昭和25年))は、素行不良な者等を保護の対象から除外する欠格条項を有していた。  
35回26

(新)生活保護法では**欠格条項が廃止されている**。(新)生活保護法は、日本国憲法第25条の生存権の理念に基づき、保護請求権の明記、保護の補正性の規定、扶助の種類に教育と住宅を加えるなどの改正が行われた。

**92** 老人福祉法(1963年(昭和38年))は、介護を必要とする老人にその対象を限定していた。  
35回26

老人福祉法の対象は**老人一般**であり、介護を必要とする老人を対象を限定したものではない。同法は、所得保障、雇用、税制、住宅などの広範な老人福祉施策に関する基本理念と、国による老人福祉推進の責務、保健・福祉サービスなどについて規定した法律である。

**93** 母子福祉法(1964年(昭和39年))は、妻と離死別した夫が児童を扶養している家庭(父子家庭)を、その対象外としていた。  
35回26

母子福祉法は、<sup>▶21</sup>**母子家庭**の生活の安定と向上を図る基本法として制定された。しかし、同法が対象とする児童は20歳未満であり、子どもが20歳になった母子家庭は法律の対象外であった。

**94** 社会福祉法は、2000年(平成12年)の社会福祉基礎構造改革の際に、社会福祉事業法の題名が改められたものである。  
31回30

2000年(平成12年)5月に成立した「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」により、**社会福祉事業法**が**社会福祉法**に題名改正された。

**95** 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」では、重点目標として、孤立防止の見守り活動の実施が義務づけられている。  
32回29

「地域における公益的な取組」の内容は、社会福祉法第24条第2項の規定に反しない限り、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じてさまざまなものが考えられる。**法人の管理責任は負わなければならない**から、孤立防止の見守り活動の実施が義務づけられるものではない。

**96** 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」では、法人の理事会に、「地域における公益的な取組」を担当する理事を置くことが義務づけられている。  
32回29

「地域における公益的な取組」を担当する理事を置くことについては記されていない。社会福祉法第45条の13では、社会福祉法人の理事会の職務として、**社会福祉法人の業務執行の決議、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職**があげられている。

▶21  
母子福祉法  
1981年(昭和56年)の改正で「母子及び寡婦福祉法」に名称が変更され、また、2014年(平成26年)の改正では「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ名称変更がなされ、寡婦と父子家庭も法律の対象に加えられた。

- 97** 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」では、地域社会への貢献を、社会福祉法人の新たな役割として明確化した。  
32回29
- 98** 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」では、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。  
32回29
- 99** 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」では、行政が主体となって実施する事業を代替することは含まれていない。  
32回29改変
- 100** 福祉サービス利用援助事業は、第二種社会福祉事業である。  
32回22改変
- 101** 市町村は、地方社会福祉審議会を設置しなければならない。  
32回22
- 102** 厚生労働大臣は、社会福祉事業等に従事する者の確保に関する基本指針を定めなければならない。  
32回22改変
- 103** 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定しなければならない。  
32回22
- 104** 共同募金は、都道府県を単位として毎年1回実施される。  
32回22
- 105** 1973年(昭和48年)の「福祉元年」に、年金の給付水準を調整するために物価スライド制を導入した。  
32回26

地域社会への貢献は、必ずしも社会福祉法人の新たな役割として義務づけられるものではない。取組み内容の例としては、高齢者の住まい探しの支援や障害者の継続的な就労の場の創出、子育て交流広場の設置などがあげられている。

設問のとおり。社会福祉法第24条第2項に「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記されている。

社会福祉法人は、公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、ほかの事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であることから、行政が主体となって実施する事業を代替することは含まれていない。

設問のとおり。第二種社会福祉事業は、比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業(主として在宅サービス)である。経営主体に制限はなく、すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となる。

地方社会福祉審議会を設置しなければならないのは、都道府県並びに地方自治法に定められた指定都市及び中核市である(社会福祉法第7条)。

設問のとおり。社会福祉法第89条において、厚生労働大臣が、社会福祉事業等に従事する者の確保に関する基本指針を定めなければならないとされている。

社会福祉法第108条では都道府県地域福祉支援計画の策定は努力義務であり、「策定しなければならない」という義務規定はない。なお、都道府県に計画の策定が義務づけられているものとして、老人福祉計画や障害者計画などがある。

設問のとおり(社会福祉法第112条)。共同募金は、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に行われる。

公的年金保険制度に、物価の変動に合わせて年金額を改定する物価スライド制の導入などが行われ、年金給付水準が引き上げられた。

**106** 1973年(昭和48年)の「福祉元年」に、標準報酬の再評価を行い、厚生年金では「5  
32回26改変 万円年金」を実現した。

**107** 1973年(昭和48年)の「福祉元年」に、被用者保険における家族療養費制度を導入  
32回26 した。

**108** 1973年(昭和48年)の「福祉元年」に、老人医療費支給制度を実施して、70歳以  
32回26改変 上の医療費を無料にした。

**109** 1973年(昭和48年)の「福祉元年」に、老人家庭奉仕員派遣事業が法制化された。  
32回26

**110** 「人間開発報告書2019(概要版)」(UNDP)では、「持続可能な開発目標」(SDGs)中  
33回24 の「2030年までに極度の貧困を全世界で根絶する」という目標を達成する目途が  
立っている、と記されている。

**111** 「人間開発報告書2019(概要版)」(UNDP)によれば、「人間開発指数ランクごとの  
33回24 グループ」をみると、2005年から2015年にかけての平均寿命の年数の伸びは、  
最高位グループよりも低位グループの方が大きい。

**112** 「人間開発報告書2019(概要版)」(UNDP)によれば、人間開発の各側面のうち、  
33回24改変 健康の格差は、所得や教育の格差と同様、世代間で継承されることが多い。

**113** 「人間開発報告書2019(概要版)」(UNDP)では、各国・地域の人間開発の格差を  
33回24 評価するには、一人当たり国民総所得(GNI)を比較することが最も適切である、  
と記されている。

**114** 「人間開発報告書2019(概要版)」(UNDP)では、人間開発の格差を是正するには、  
33回24 市場の公平性と効率を高めることが有効であり、そのために各国・地域は減税・歳  
出削減と規制緩和を実施する必要がある、と記されている。

厚生年金では過去の標準報酬を現在の価格に再評価(賃金スライド)  
したことにより「5万円年金」(年金月額)が実現した。

導入されたのは、健康保険法に基づく高額療養費制度である。

老人医療費支給制度(老人医療費公費負担制度)の対象者は70歳以  
上の高齢者及び、いわゆる寝たきり老人とされ、医療費の自己負担  
分が無料化された(老人福祉法)。

老人家庭奉仕員派遣事業が法律に明文化され、法制化されたのは、  
1965年(昭和38年)の老人福祉法である。それまでは、各自治体等  
により実施されていた。現在でいう訪問介護事業である。

「2030年までに極度の貧困を全世界で根絶するという、持続可能  
な開発目標が定めるターゲットを達成できる目標設定(CUVA)」  
と記されている。

2005年から2015年の平均寿命の伸びを比較すると、最高位の国  
は、2005年から2015年にかけての平均寿命の年数の伸びは、  
子どもの死亡率が低下したことが主な理由とされている。(関連キーワード  
▶22参照)

「親の所得と状況は、その子どもの健康、教育および所得に影響する」  
と書かれている。したがって、所得や教育の格差同様に、健康の格  
差も世代間で継承されると考えられている。

国内総生産(GDP)のような尺度に代わって新しい評価指標の開発  
が優先課題であると述べられている。人間開発の格差の評価に、一  
人当たり国民総所得(GNI)を比較することが最も適切であるとはいえな  
い。

人間開発の格差を是正するのに、課税と規制政策の実施の必要性  
をうたっている。「課税」により重要な公共サービス(医療や学校)を  
改善し社会保障を提供すること、また市場活動中に政策を講ずること  
で経済的競争条件を平準化できると述べている。

▶22  
人間開発指数ランクご  
とのグループ  
世界の国・地域を人  
間開発指数の高い方  
から、最高位(Very  
high)、高位(High)、  
中位(Medium)、低位  
(Low)の4グループに  
分類している。

# 福祉政策におけるニーズと資源

## 需要とニーズの概念

**115** 利用者のフェルト・ニードとは、専門職が社会規範に照らして把握する福祉ニードのことである。  
29回27

**116** ジャッジ(Judge, K.)は、福祉ニーズを充足する資源が不足する場合に、市場メカニズムを活用して両者の調整を行うことを割当(ラショニング)と呼んだ。  
35回27

**117** 「ウルフェンデン報告(Wolfenden Report)」は、福祉ニーズを充足する部門を、インフォーマル、ボランティア、法定(公定)、民間非営利の四つに分類した。  
35回27改変

**118** 三浦文夫は、日本における社会福祉の発展の中で、非貨幣的ニーズが貨幣的ニーズと並んで、あるいはそれに代わって、社会福祉の主要な課題になると述べた。  
35回27

**フェルトニード**(感じ取られたニード)とは、サービス・支援の必要性について利用者本人が自覚しているニードである。専門職が社会規範に照らして把握するニードは、**ノーマティブニード**(規範的なニード)である。

**割当(ラショニング)**とは、福祉ニーズが充足されない状況であり、**市場メカニズムの活用が困難な状況で用いられる資源配分の方法**である。

**設問のとおり**。同報告は、**福祉多元主義**を最初に提唱したものであり、福祉供給における四つの主体の最適な役割分担を志向するものである。(関連キーワード▶23参照)

**三浦文夫は**、従来の福祉ニーズは経済的困窮と結びついた貨幣的ニーズが中心であったが、国民の生活水準の向上に伴う生活構造の変化により、**非貨幣的ニーズ**が広がったととらえた。

▶23  
ウルフェンデン報告  
ウルフェンデン報告(1978年)では、福祉サービスの供給主体を、フォーマル部門、民間非営利部門、民間営利部門、インフォーマル部門の4つに分類した。

### 整理しておこう!

#### ニード論

ニード論で重要なのは、三浦文夫による貨幣的ニードと非貨幣的ニードの分類、ブラッドショーによる感得されたニード、表明されたニード、規範的ニード、比較ニードの分類である。整理して覚えておこう。

#### 三浦文夫による分類

貨幣的ニード	金銭給付によって充足することができるニード。
非貨幣的ニード	金銭給付では充足することができないニード。充足には、物品や人的サービスなどの現物サービスが必要である。

貧困に対しては、まず貨幣的ニードの充足が重点的に行われ、生活水準が向上すると、次第に非貨幣的ニードが拡大する、とされている。

#### ブラッドショーによる分類

感得されたニード felt need	ニードがあることを本人が自覚している場合。
表明されたニード expressed need	ニードがあることを本人が自覚したうえで、サービスの利用を申請するなど実際に行動を起こした場合。
規範的ニード normative need	専門家によって、社会的な規範や基準などに照らしてニードがあると判断される場合。
比較ニード comparative need	サービスを利用している人と同じ特性をもっているのにサービスを利用していない場合。

感得されたニードと表明されたニードを**主観的なニード**と、規範的ニードと比較ニードを**客観的なニード**と呼ぶ。

- 119** ブラッドショー (Bradshaw, J.)は、サービスの必要性を個人が自覚したニーズの類型として、「感得されたニード」を挙げた。  
35回27改変

- 120** フレイザー (Fraser, N.)は、ニーズの中身が、当事者によってではなく、専門職によって客観的に決定されている状況を、「必要充足の政治」と呼んだ。  
35回27改変

## 資源の概念

- 121** インフォーマルな活動であっても、福祉サービスのニーズを充足するものは資源である。  
27回26

## 福祉政策の課題

### 福祉政策と社会問題

#### ●人口の動向等

- 122** 「令和4年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、日本の高齢化率は先進諸国の中で最も高い。  
33回23改変

- 123** 「令和4年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、70歳代前半の就業率は男女共に半数を超えている。  
33回23改変

- 124** 「令和4年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、15歳未満人口に比べて、65歳以上人口の方が少ない。  
33回23改変

設問のとおり。ほかの類型として、専門家や行政職員等が客観的に評価する「規範的ニード」、個人が実際に支援を求めた場合の「表明されたニード」、支援を受けているほかの個人との比較によって明らかとなる「比較ニード」がある。

設問のとおり。フレイザーは、多くのニーズの判定が、専門家による客観的基準でなされてきた状況に対する当事者たちの異議申立てに着目し、その状況を「必要充足の政治から必要解釈の政治」と呼んだ。「必要解釈の政治」とは、誰がニーズを解釈するのかという問いのことである。

資源を提供する主体は、制度化されたフォーマルなサービスばかりではなく、町内会やボランティアなどのインフォーマルなサービスも含まれる。

日本の高齢化率は、2020年(令和2年)時点で28.6%に達し、先進諸国の中で最も高い。同時点の高齢化率をみると、ドイツ21.7%、スウェーデン20.3%、フランス20.8%、イギリス18.7%、アメリカ16.6%などである。

70歳代前半の就業率は、男性41.1%、女性25.1%で、男女共に半数を超えている。

65歳以上人口が3621万人(全人口に占める構成比(高齢化率)28.9%)、15歳未満人口が1478万人(全人口に占める構成比11.8%)と、65歳以上人口の方が2倍以上多い。

**125** 日本は、第二次世界大戦後、1940年代後半、1970年代前半の2回のベビーブームを経験した。  
35回29改変

**126** 日本の15～64歳の生産年齢人口は、高度経済成長期から1990年代後半まで減少を続け、以後は横ばいで推移している。  
35回29

**127** 「『日本の将来推計人口』における中位推計」では、65歳以上の老年人口は2025年頃に最も多くなり、以後は緩やかに減少すると予想されている。  
35回29

**128** 「2021年の人口推計」において、前年に比べて日本人人口が減少した一方、外国人人口が増加したため、総人口は増加した。  
35回29

**129** 1970年代後半以降、合計特殊出生率は人口置換水準を下回っている。  
35回29

## ●世帯状況の動向

**130** 「令和4年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、2000年(平成12年)以降、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」が、「雇用者の共働き世帯」の数を上回るようになった。  
28回28改変

**131** 「令和4年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、公的年金・恩給を受給する高齢者世帯のうち、それらが総所得の全てである世帯は約半数である。  
33回23改変

## ●子どもの貧困

**132** 「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年(令和元年)11月閣議決定)では、生活困窮世帯の子供を対象に実施される学習支援事業を生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業に統合することとした。  
29回30改変

設問のとおり。第1次ベビーブーム(1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年))で生まれた世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム(1971年(昭和46年)から1974年(昭和49年))で生まれた世代は「団塊ジュニア」と呼ばれる。

15～64歳の生産年齢人口は、高度経済成長期に増加を続け、1970年代以降は横ばいで推移していたが、1990年代後半以降は減少し続けている。

「『日本の将来推計人口』における中位推計」<sup>▶24</sup>では、65歳以上の老年人口は2042年をピークに、以降は緩やかに減少すると予想されている。

「2021年の人口推計」<sup>▶25</sup>では、日本人口を外国人口が初めて減少したこと、総人口が2020年(令和2年)に比べ64万4000人減少し、1950年(昭和25年)以降過去最大の減少幅となったことが明示されている。

設問のとおり。日本では第2次ベビーブームである1974年(昭和49年)以降、合計特殊出生率が人口置換水準を下回っており、少子化が進んでいる。<sup>▶26</sup>

1985年(昭和60年)以降、「雇用者の共働き世帯」の数は年々増加し、1997年(平成9年)以降は「雇用者の共働き世帯」の数が「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の数を上回り、一方で「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の割合は年々低下傾向にある。

公的年金・恩給を受給する高齢者世帯のうち、それらが総所得の全てである世帯の割合は、48.4%と約半数を占めている。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法による任意事業として学習支援事業を実施するとしている。自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法における必須事業である。

▶24  
「『日本の将来推計人口』における中位推計」  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における、出生中位(死亡中位)の推計値を指す。

▶25  
「2021年の人口推計」  
総務省「人口推計2021年(令和3年)10月1日現在」における推計値を指す。

▶26  
人口置換水準  
人口の増減が均衡した状態となる合計特殊出生率のことである。



## 福祉政策の現代的課題

### ●健康

**133** 「令和4年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、健康寿命は男女共に80年に達して  
 33回23改変 いる。

**134** 「健康寿命」と「平均寿命」の差は、2016年(平成28年)時点で、女性のほうが男性  
 28回27改変 よりも大きい。

### ●健康の決定的要因

**135** 世界保健機関(WHO)による「健康の社会的決定要因」とは、集団間の健康におけ  
 30回26 る格差と社会経済的境遇との関連に着目する概念である。

### ●障害者施策

**136** 「障害者差別解消法」及び「基本方針」において、行政機関等及び事業者が除去すべ  
 30回23改変 き社会的障壁の内容は、具体的場面や個別の状況を考慮して決められる。

**137** 障害者基本法の目的規定には、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参  
 35回28改変 加する機会が確保されるよう施策を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることとある。

### ●男女共同参画社会基本法

**138** 男女共同参画社会基本法は、男女が様々な活動に参加できるよう、性別役割分担  
 33回28 の強化に努めなければならないとしている。

**139** 男女共同参画社会基本法は、男女が性別による差別的扱いを受けることを防止す  
 33回28 るため、行政機関や事業主に対する罰則を規定している。

**27** 健康寿命は、2019年(令和元年)時点で男性が72.68年、女性が  
75.38年と、男女共に80年には達していない。

2019年(令和元年)における「平均寿命」と「健康寿命」の差(日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味する)は、~~男性8.73年、女性12.07年~~である。

設問のとおり。この概念は、人々の健康に関する重要な視点として病気になる医療が必要となるような社会経済環境に注目する。医療への普遍的なアクセス可能性に関する問題も、健康の社会的決定要因の一つである。

社会的障壁とは、障害者基本法及び基本方針で「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」とされており、社会的障壁の内容は、~~具体的場面や個別の状況~~によって異なる。

設問のとおり。障害者基本法第3条では、「~~社会経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される~~」とあり、地域社会における共生等を図ることとされている。

性別による固定的な役割分担等が、「~~男女共同参画社会の形成を阻害する要因~~」となるおそれがある」とし、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」としている。

法では、性別による差別的な扱いに対する罰則を規定していない。

▶27  
健康寿命  
日常生活に制限のない期間のこと。

140 男女共同参画社会基本法は、都道府県が都道府県男女共同参画計画を定めるように努めなければならないとしている。

141 2022年(令和4年)7月時点で、国家公務員の本省係長相当職以上の職員に占める女性の割合は3割に達していない。

142 「ジェンダー・ギャップ指数2022」における146か国の総合スコアでは、日本はジェンダー平等が進んでいる方から数えて上位100位以内にも入っていない。

### ●ヘイトスピーチ解消法

143 「ヘイトスピーチ解消法」は、外国人観光客に対する不当な差別的言動を規制することを目的としている。

144 「ヘイトスピーチ解消法」では、不当な差別的言動に対する罰則が規定されていない。

145 「ヘイトスピーチ解消法」では、雇用における差別的処遇の改善義務が規定されている。

146 「ヘイトスピーチ解消法」では、地方公共団体に不当な差別的言動の解消に向けた取組を行う努力が求められている。

147 「ヘイトスピーチ解消法」では、基本的人権としての表現の自由に対する制限が規定されている。

「都道府県は、(中略)当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(「都道府県男女共同参画計画」)を定めなければならない」と規定されており、計画策定は義務である。

「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(内閣官房内閣人事局、2022年(令和4年)12月6日)によると、2020年(令和4年)7月時点の国家公務員の本省係長相当職以上の女性割合は、28.9%である。

世界経済フォーラム(World Economic Forum)が2022年(令和4年)7月に発表した「The Global Gender Gap Report 2022」では、日本のジェンダー平等指数(Gender Gap Index: GGI)<sup>28</sup>は0.650で146か国中116位。第1位アイスランド(0.908)、続いてフィンランド、ノルウェー、ニュージーランドと、北欧の国々のスコアが高い傾向にある。

▶28  
ジェンダー・ギャップ指数(GGI)  
経済、政治、教育、健康の4つの指標をもとに算出され、0～1の数値で示される。0が完全不平等、1が完全平等となる。

「ヘイトスピーチ解消法」において、「本邦外出身者」に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み(中略)これを推進することを目的とする」と規定されており、対象は外国人観光客に限定されてはいない。

▶29  
ヘイトスピーチ解消法正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」である。

設問のとおり。なお、本邦外出身者<sup>30</sup>に対する不当な差別的言動とは、「差別的意識を助長し又は誘発する目的で(中略)本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとしている。

▶30  
本邦外出身者  
ヘイトスピーチ法で「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」とされている。

ヘイトスピーチ解消法に雇用における差別処遇の改善義務に関する規定はない。

ヘイトスピーチ解消法に、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とある。

ヘイトスピーチ解消法に基本的人権としての表現の自由に対する制限規定はない。

**148** 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(2022年(令和4年)6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)では、災害時に避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援する「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成研修を実施する。

**149** 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(2022年(令和4年)6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)では、外国人への行政・生活情報の提供において、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を利用することも想定した対応を推進する。

**150** 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(2022年(令和4年)6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)では、公営住宅法に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。

**151** 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(2022年(令和4年)6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)では、外国人への情報提供及び相談を行う一元的な窓口を厚生労働省の地方厚生局に設置する。

## ●セーフティネット

**152** 生活困窮者自立支援法の目的規定には、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることとある。

**153** 生活保護法の目的規定には、すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を営めるよう必要な保護を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることとある。

**154** 生活困窮者自立支援法の目的規定には、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要な保健医療及び福祉サービスに係る給付を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることとある。

設問のとおり。施策番号33において、「令和4年度を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、~~平成30年度から実施している養成研修を引き続き実施する~~」(総務省)とされている。

施策番号29において、「外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、~~SNSを利用することも想定した対応を推進する~~」(全庁)とされている。

施策番号115において、「~~住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する~~」(国土交通省)とされている。

施策番号35において、「在留外国人が、(中略)生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、~~地方公共団体が~~情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備・運営するための支援を実施している」(法務省)とされている。

生活困窮者自立支援法第1条に、「この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の~~生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする~~」と明文化されている。

設問のとおり。生活保護法第1条では、「すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その~~最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする~~」としている。

設問は、~~介護保険法~~の目的規定である。介護保険法第1条では、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」としている。

- 155** 生活困窮者自立支援法の目的規定には、能力に応じた教育を受ける機会を保障する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることとある。  
35回28

## ●自殺対策基本法

- 156** 自殺対策基本法では、精神保健的観点から自殺対策を強化することが、優先的課題とされている。  
29回28

## ●福祉避難所

- 157** 災害時、福祉避難所に避難してきた「要配慮者」は、原則として病院に移送する。  
31回25

- 158** 福祉避難所には、ボランティアとともに、専門の人材を配置することとされている。  
31回25改変

- 159** 「要配慮者」への在宅福祉サービスの提供は、福祉避難所への避難中は停止する。  
31回25

- 160** 福祉避難所は、一般の避難所と同じ敷地内に開設することが必要とされている。  
31回25

- 161** 福祉避難所での速やかな対応を実現するために、平常時から「要配慮者」に関する情報の管理や共有の体制を整備しておく。  
31回25

「能力に応じた教育を受ける機会が確保されるよう」にすることが明記されているのは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第3条第4項である。

自殺対策は、「自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の要因を即して是正されるようにしなければならない」と規定されている(自殺対策基本法第2条第3項)。

福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、福祉避難所を災害対策基本法に基づいて、要配慮者を「滞在させることが想定されるもの」であり、「災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること」としている。

▶31  
要配慮者  
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、市町村において「災害時における福祉避難所への避難者の受け入れ方針について検討しておく」ことを求めている。また、避難者に対し、状態を継続的に観察する専門職の視点が欠かせないため、専門的人材の確保は重要である。

福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、「市町村は、福祉サービス事業者、訪問看護ステーション、保健師、民生委員等と連携を図り、指定福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する」とされている。

福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、福祉避難所として利用可能な施設について、「社会福祉施設等のように現況において要配慮者の避難が可能な施設のほか、一般の避難所のように、現況では指定福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、可能な範囲で福祉避難所として利用可能な場合を含むものとする」としている。問題文にあるような内容に関する記述はない。

福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、平時管理体制ととして、個人情報保護に十分な配慮をした上で、「指定福祉避難所の受入対象者に関する情報の管理体制、関係部局等との情報共有の体制について検討し、体制を整備しておく」ことを求めている。

## ●その他

**162** ニートとは、35～59歳の未婚者のうち、仕事をしておらず、ふだんずっと一人でいるか、家族しか一緒にいる人がいない者のことを指す。  
34回27

**163** ダブルケアとは、老老介護の増加を踏まえ、ケアを受ける人と、その人をケアする家族の双方を同時に支援することを指す。  
34回27

**164** 保活とは、子どもを認可保育所等に入れるために保護者が行う活動であり、保育所の待機児童が多い地域で活発に行われる傾向がある。  
34回27

**165** 8050問題とは、一般的には、80代の高齢の親と、50代の無職やひきこもり状態などにある独身の子が同居し、貧困や社会的孤立などの生活課題を抱えている状況を指す。  
34回27

**166** ワーキングプアとは、福祉給付の打ち切りを恐れ、就労を見合わせる人々のことを指す。  
34回27

## 福祉政策の課題と国際比較(国際動向を含む。)

## ●SDGs

**167** 「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2000年に制定されたミレニアム開発目標(MDGs)を引き継ぐ開発目標である。  
32回28改変

**168** 「持続可能な開発目標」(SDGs)では、経済、社会、環境の調和が、持続可能な開発を達成するために求められている。  
32回28改変

**169** 「持続可能な開発目標」(SDGs)では、持続可能な開発の達成には、政府の手を借りることなく民間セクターによる行動が必要とされている。  
32回28

ニートとは、イギリスで生まれた言葉であり、15～34歳の未婚者のうち、仕事にも就いておらず、学校にも行っていない、また、仕事に就くための活動もしていない者のことを指す。

ダブルケアとは、近年の晩婚化・晩産化等を背景に、産後期にある者や世帯が親の介護も同時に担う状態を指す。

設問のとおり。2016年(平成28年)に厚生労働省が実施した「『保活』の実態に関する調査」の結果によれば、有効回答数5512件のうち、「保活」の結果、希望どおりの保育施設を利用できた人は全体の56.8%(3130人)とされている。

設問のとおり。8050問題の背景には、経済的困窮や人間関係の孤立のほかに、家族や本人の病気、親の介護、離職(リストラ)などの複合的課題があることが指摘されている。

ワーキングプアとは、「働く貧困層」を意味しており、フルタイムあるいはそれに近い状況で働いているにもかかわらず、貧困状況にある人々を指す。

2030アジェンダの前文に「これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標 MDGs を基にして、~~ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全て取り除くことを目指す~~ものである」とあり、SDGsはMDGsを引き継ぐ開発目標である。

2030アジェンダの前文において、「これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである」としている。

2030アジェンダ第41節には、「国家、民間セクターの役割」との見出しが付されている。ここで、~~国家と民間セクターの両者の役割~~の両者の役割が示されている。

**170** 「持続可能な開発目標」(SDGs)では、貧困に終止符を打つとともに、気候変動や環境保護への取組も求めている。  
32回28

**171** 「持続可能な開発目標」(SDGs)では、目標実現に向けた進捗状況のフォローアップと審査の責任は国際連合にあるとし、独立した国際的専門機関を設置している。  
32回28

## ●世界幸福度報告書

**172** 「世界幸福度報告書(World Happiness Report)」の2023年版において、幸福度の指標として、生活満足感のような主観的意識が考慮されている。  
31回27改変

**173** 「世界幸福度報告書(World Happiness Report)」の2023年版において、一人当たり GDP は、幸福度の指標として考慮されている。  
31回27改変

**174** 「世界幸福度報告書(World Happiness Report)」の2023年版において、社会とのつながりなど社会関係の豊かさは、幸福度の指標としては考慮されていない。  
31回27改変

**175** 「世界幸福度報告書(World Happiness Report)」の2023年版において、日本の幸福度ランキングは、公表された137か国中上位4分の1に入っている。  
31回27改変

**176** 「世界幸福度報告書(World Happiness Report)」の2023年版において、日本の2023年における幸福度は、2017-2019年と比べ変化していない。  
31回27改変

## ●諸外国の福祉政策

**177** スウェーデンの社会サービス法では、住民が必要な援助を受けられるよう、コミュニティが最終責任を負うこととなっている。  
33回27

2030アジェンダの17の目標のうち、目標1において「**貧困**を終わらせる」と、目標13に「**気候変動**及びその影響を軽減する」、目標14に「**海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**」などがあり、気候変動や環境保護への取組も含まれる。

2030アジェンダ第74節 a において、フォローアップとレビューについて「これらのプロセスは、**自主的**で、**国主導**であり、多様な国の現実、能力、開発レベルを考慮し、政策スペースと優先事項を尊重する」と示されている。

世界幸福度を国内総生産(GDP)など客観的な経済的指標ではなく、**ウェルビーイング**など国民の主観によって評価しようとする姿勢を鮮明にしている。

幸福度の分析に、①**一人当たりGDP**(実質国内総生産)、②社会的支援、③健康寿命、④人生選択の自由度、⑤寛容さ、⑥腐敗認知(信頼性)の**6指標**が用いられている。

社会とのつながりなどの社会関係の豊かさは、「**社会的支援**(困ったときに頼ることができる親戚や友人がいますか)」という指標で測られている。日本の特徴の1つとして、この指標のスコアがほかの先進諸国と比べて低い水準にとどまっていることがある。

2022年の**世界幸福度ランキング**<sup>32</sup>によれば、調査対象となった137か国中、日本は**47位**であり、上位4分の1には入っていない。この順位は第1回目の調査報告書(2012年)以来、ほぼ横ばいで、**67年最低**値となっている。

2017-2019年のデータと2023年のデータを比べると、日本(人)の幸福度スコアは**0.258ポイント**<sup>33</sup>下がっている。

スウェーデンにおける社会福祉の基本法である社会サービス法(1980年)には、「**コミュン**(kommun)<sup>33</sup>は地域内に住む住民が、必要な援助を受けられるよう、その最終責任を負う」と明記されている。

▶32 世界幸福度ランキング 2012年に設立された国連の「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN)」は毎年、「世界幸福度報告書」の中で「世界幸福度ランキング」を発表している。

▶33 コミュン 日本の市町村に相当する基礎自治体。

178 ドイツの社会福祉制度は、公的サービスが民間サービスに優先する補完性の原則に基づいている。

179 中国の計画出産政策は、一組の夫婦につき子は一人までとする原則が維持されている。

180 韓国の高齢者の介護保障(長期療養保障)制度は、日本と同じく社会保険方式で運用されている。

181 アメリカの公的医療保障制度には、低所得者向けのメディケアがある。

## 福祉政策の構成要素

### 福祉政策の論点

#### ●OECDの「より良い暮らし指標」

182 OECDの「より良い暮らしイニシアチブ」で用いられる「より良い暮らし指標」(Better Life Index:BLI)では、非経済的幸福よりも経済的幸福を重視している。

補完性の原則は、社会福祉・社会保障は国民の連帯によって成立するもので、育児や介護などの福祉サービスは家族等が優先的に担い、可能な限り国家の介入を避けるというもの。ドイツの連邦基本法には民間サービスの独立性と公的サービスに対する優先性が定められている。

生産年齢人口が減少し始めていることから、2013年に一人っ子政策が緩和され、どちらかが一人っ子である夫婦は二人目の子どもを出産できるようになった。2016年からは人口・計画生育法の改正により、一人っ子政策は廃止され、すべての夫婦が二人の子どもを出産できることとなった。

韓国の高齢者の介護保障は、日本の介護保険法がモデルとされており、根拠法は老人長期療養保険法(2007年)である。財源は保険料、国庫負担(租税)、利用者の自己負担から構成され、社会保険方式により運用されている。被保険者はすべての国民医療保険加入者で、日本の介護保険よりも財政基盤は安定しているとみられている。

メディケア(medicare)は、主に高齢者を対象とするもので、ナースィングホームや訪問看護は医療の一部とみなされ、100日に限り、利用にかかる費用が保障される。低所得者向けの公的医療保障制度はメディケイド(medicaid)である。

非経済的幸福と経済的幸福の両方を重視するよう指摘している。各国の経済が金融危機の影響を受けている現代社会では、「経済的幸福と非経済的幸福のどちらにも目を向けて、その変化についてできる限り正確な情報を手に入れることが重要である」としている。(関連キーワード▶34参照)

▶34  
より良い暮らしイニシアチブ  
OECDによるマクロ指標を横並びにして社会状況を概観する試み。その目的は、社会の幸福度を測る議論に市民が参加し、生活を方向づける政策決定のプロセスにかかわることができるようにすること。「スティグリッツ報告書」(2009年)や「GDPとその後」(EU, 2009年)を受けて検討を加えた。

## ●ジェンダー

**183** 性的指向及び性自認に基づく差別の禁止は、国際条約として個別の条文中に規定されるに至っていない。  
34回28

**184** 法務省の「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう」という啓発活動で、LGBT という表現が使われている。  
31回28改変

**185** 文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」(2017年(平成29年)改定)には、性的指向・性自認に係る児童生徒への対応が盛り込まれている。  
31回28

**186** 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律により、本人の自己申告で性別の取扱いの変更が認められるようになった。  
31回28

**187** 性的指向・性自認への理解を求める取組は、地域共生社会の実現という政策課題には当てはまらない。  
31回28

**188** 同性婚のための手続が民法に規定されている。  
31回28

## ●社会保障制度改革

**189** 「社会保障制度改革国民会議報告書」は、給付の拡大を提案した。  
29回26

性的指向及び性自認について、国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書である「**シヨグジャカルタ原則**」や「**シヨグジャカルタ+10**」(YP+10)が国際会議で採択されてきたが、国際条約として個別の条文中に規定されるまでには至っていない。

選択肢にある法務省の啓発活動においては、性的指向及び性自認の問題に関する呼称として「いわゆる**LGBT**などと呼ばれることがあります」という文言が使用されている。  
35

いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「性同一性障害や性的指向・自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・自認について、**教職員への正しい理解の促進や、学校とあって必要な対応**について周知する」との記載がある。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律では、20歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に未成年の子がいないこと等の要件に該当する者について、本人の請求により**家庭裁判所が性別の取扱いの変更の審判**をすることができるとしている。

「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年(平成28年)6月閣議決定)では、「**性的指向・性自認に関する正しい理解**を促進するとともに、社会全体が**多様性を受け入れる環境づくり**を進める」としている。これは、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の活躍支援として位置づけられていることから、「地域共生社会の実現」とも関連する。

同性婚の手続は民法に規定されていない。民法及び戸籍法では、**妻**とは婚姻の当事者である男(夫)と女(妻)を意味しているとされている。

社会保障費が経済成長を上回って増大し、国民の負担増大が不可避となっている中、持続可能な社会保障を構築していくためには、徹底した**給付の重点化・効率化**が求められる、と提案している。(関連キーワード▶36参照)

▶35  
LGBT  
L:女性の同性愛者(Lesbian), G:男性の同性愛者(Gay), B:両性愛者(Bisexual), T:心の性と身体の性との不一致(Transgender)の頭文字をとった呼称。LGBTQ(Q:性自認や性的指向を定めない人(Questioning)又は性的少数者の総称(Queer))と表現されることもある。

▶36  
社会保障制度改革国民会議  
社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革に必要な事項を審議するため2012年(平成24年)に内閣に設置され、20回の会議を経て、報告書を2013年(平成25年)8月にまとめた。その後、同会議は廃止され、業務は内閣官房社会保障改革担当室に引き継がれた。



## ●その他

**190** 障害者への合理的配慮の提供は、国際条約として個別の条文中に規定されるに至っていない。  
34回28

**191** 自己の意見を形成する能力のある児童が自由に自己の意見を表明する権利は、国際条約として個別の条文中に規定されるに至っていない。  
34回28

**192** 同一価値労働同一賃金の原則は、国際条約として個別の条文中に規定されるに至っていない。  
34回28

**193** 人種の憎悪や人種差別を正当化する扇動や行為を根絶するための措置は、国際条約として個別の条文中に規定されるに至っていない。  
34回28

## 福祉政策における政府の役割

**194** 社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるのは、地方公共団体ではなく国であるとされている。  
26回29

## 福祉政策における市場の役割

**195** 福祉サービスにおける準市場(疑似市場)において、利用者のサービス選択を支援する仕組みが必要である。  
28回29

**196** 公共サービスの民営化の具体的方策として、サービス供給主体の決定に、官民競争入札及び民間競争入札制度を導入する市場化テストがある。  
34回29

障害者の権利に関する条約第2条に規定されている。

児童の権利に関する条約第12条では、締約国は、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と規定されている。

ILO(国際労働機関)総会において「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(第100号)が1951年に採択された。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」第4条に規定されている。

社会福祉法において、社会福祉事業従事者の確保・国民の社会福祉活動への参加促進のために、国は「必要な財政上及び金融上の措置その他の措置」を、地方公共団体は「必要な措置」を講ずるよう努めなければならないとされている。

<sup>37</sup> 準市場においては利用者のサービス選択を支援する仕組みを設けることが必要かつ重要である。その際、利用者の適切なサービス選択を可能にする(=利用者のサービス選択権を保障する)ために、サービスにかかわる情報へのアクセスの機会と方法が保障されることが条件となる。

設問のとおり。市場化テストの趣旨・目的として、総務省は「官民競争入札・民間競争入札(いわゆる市場化テスト)を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現」と述べている。

▶37 準市場  
1990年代にイギリスのブレア政権で上級政策顧問であったルグラン(LeGrand, J.)らによって体系化された公共サービス(医療・福祉・教育・住宅等)供給体制再編の手法を指す。

○ 設問のとおり。差別主義は、援助を必要としている人へ資源を重点的に配分できるという長所があるが、スティグマを伴いやすいことや漏給のリスクがある。一方、普遍主義は、すべての人を対象にして資力調査を行わず資源配分するものである。

▶44  
資力調査(ミーンズ・テスト)  
福祉サービス等の給付にあたって、本人の資産、所得、親族等の扶養能力などを把握する調査。給付を必要とする者を見極めるために行われる。

○ 社会福祉法第82条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決を努めなければならない」と定められている。

✕ 社会福祉法第77条において、「利用契約の成立時の書面の交付」が規定されている。

✕ 資力調査を行う選別主義的なサービス提供は、対象者が限定されることにより、その対象以外の利用者に対するサービスの提供が困難となる。

✕ 家庭裁判所に申し立て、補助人・保佐人・後見人が選任されるのは、成年後見制度である。福祉サービス利用援助事業は、都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会を実施主体として、市町村社会福祉協議会が相談窓口となり行われている。

✕ 福祉サービスの提供者側と利用者側でサービスに関する情報の不均衡があることを、「情報の非対称性」という。社会福祉法第75条では、社会福祉事業の経営者に対して、「福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない」と規定されている。

## 福祉政策と関連政策

### 福祉政策と教育政策

□ 224 32回30 文部科学省の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(2017年(平成29年))では、不登校児童生徒が学校へ登校するという結果を、第一の目標としている。

□ 225 32回30 文部科学省の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(2017年(平成29年))では、不登校児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることに留意している。

□ 226 32回30 文部科学省の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(2017年(平成29年))では、不登校児童生徒の実態に配慮した教育を実施する「特例校」の設置を促進している。

□ 227 32回30 文部科学省の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(2017年(平成29年))では、不登校児童生徒や保護者のプライバシーの保護に配慮して、学校や教育委員会による家庭訪問は控えるとしている。

□ 228 32回30 文部科学省の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(2017年(平成29年))では、「チーム学校」体制の整備を、スクールソーシャルワーカーのリーダーシップの下で推進している。

□ 229 34回31 国は、義務教育の無償の範囲を、授業料のみならず、教科書、教材費、給食費にも及ぼものとしている。



**X** 基本指針では、不登校児童生徒が学校へ登校するという結果を第一の目標と定めていない。基本指針では不登校児童生徒への支援について、「登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」とされている。

**O** 基本指針では、「不登校児童生徒に対する支援を行う際は、当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実する」と記されている。

**O** 基本指針では、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保として、<sup>45</sup>特例校や教育支援センターの設置促進がうたわれている。

**X** 基本指針では、「個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、原則として不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、家庭の状況に関する把握を含む学校や教育委員会による状況把握を推進する」とある。

**X** 基本指針では、スクールソーシャルワーカーではなく、「校長のリーダーシップの下」と記されている。「チーム学校」体制とは、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担して対応することを意味している。

**X** 教育基本法第5条第4項により「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」とされている。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」により、教科書が無償で給与されている。しかし、教材費、給食費は無償ではない。

▶45  
特例校  
不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校を目指す。

**230** 34回31 国が定める高等学校等就学支援金及び大学等における修学の支援における授業料等減免には、受給に当たっての所得制限はない。

**231** 34回31 国が定める高等学校等就学支援金による支給額は、生徒の通う学校の種類を問わず同額である。

**232** 34回31改変 日本学生支援機構による大学等の高等教育における奨学金には、貸与型と給付型のものがある。

**233** 34回31 国が定める就学援助は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者を対象とする。

## 福祉政策と住宅政策

### ●住宅セーフティネット法

**234** 33回30 「住宅セーフティネット法」では、民間賃貸住宅を賃貸する事業者に対し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進のための施策に協力するよう努めなければならないとされている。

### ●その他

**235** 33回30 公営住宅の入居基準では、自治体が収入(所得)制限を付してはならないとされている。

**236** 33回30 住生活基本法では、国及び都道府県は住宅建設計画を策定することとされている。

**×** 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく高等学校等就学支援金は、国公立の高等学校のほか、特別支援学校高等部、高等専門学校<sup>46</sup>の3年生まで、専修学校在籍する生徒を対象とし、**所得要件**を満たせば支給される。

**×** 高等学校等就学支援金は、公立高校は、全日制月額9900円、定時制月額2700円、通信制月額520円となっている。私立高校では、すべて月額9900円とされており、全日制で、所得要件を満たす場合は加算される。

**○** 日本学生支援機構(JASSO)の高等教育における奨学金は、2004年(平成16年)の設立当初は**貸与型**のみであったが、2018年度(平成30年度)から**給付型**を開始している。

**○** 就学援助については、学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、**必要な援助を要する者にはならない**」としている。

**○** **住宅セーフティネット法**<sup>46</sup>第54条第2項で、「民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、国及び地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための施策に協力するよう努めなければならない」ことが規定されている。

**×** **公営住宅法**に「自治体が収入(所得)制限を付してはならない」という規定はない。入居者の選考基準等については、地方公共団体の長は、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならないとされている。

**×** **住生活基本法**で国及び都道府県が策定することとされているのは、住宅建設計画ではなく、**住生活基本計画**<sup>47</sup>である。住生活基本法の施行に伴い、住宅建設計画は廃止となった。

▶46  
住宅セーフティネット法  
正式名称は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」である。

▶47  
住生活基本計画(全国計画)  
国民の住生活の安定確保に関する基本的な計画。①良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承、②良好な居住環境の形成、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保などを目標として基本的施策が定められている。

**○** **237** 住宅困窮者が、居住の権利を求めて管理されていない空き家を占拠することは、**33回30改変** 違法である。

**○** **238** 日本が批准した「国際人権規約(社会権規約)」にいう「相当な生活水準の権利」では、住居は対象外とされている。**33回30**

## 福祉政策と労働政策

**○** **239** ワーク・ライフ・バランスは、マイノリティの雇用率を高めるための福祉政策である。**27回31**

**○** **240** 常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は、女性の活躍に関する一般事業主行動計画を策定しなければならない。**35回31改変**

### 整理しておこう!

#### 住宅政策に関する法律とその目的

法律	法の目的
平成18年6月8日法律第61号	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、国・地方公共団体・住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、 <b>基本的施策</b> 、住生活基本計画等を定めて、施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること
昭和26年6月4日法律第193号	国・地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する <b>低額所得者</b> に対して <b>低廉な家賃</b> で賃貸・転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること
平成10年5月22日法律第66号	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること

○ 空き家を不法に占拠することは**住居侵害罪**(住居不法侵入・建造物不法侵入)等の違法行為に該当する可能性がある。 **squatting**(squatters)によって顕在化する、住宅困窮者へ支援と施策の必要性は世界的に大きな社会問題となっている。

▶48  
スコッター  
空き家や空き地などを無断で占拠する人々のこと。

✕ 1979年(昭和54年)に日本が批准した**国際人権規約(社会権規約)**は、「相当な生活水準の権利 (the right of everyone to an adequate standard of living)」として、**食糧や衣類のみならず住居もその水準の内容に含んでいる。**

▶49  
国際人権規約(社会権規約)  
国際人権規約における「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」のことである。

✕ **ワーク・ライフ・バランス**とは、主に**仕事と生活の調和**を意味する。設問にある、**マイノリティの雇用率**に関してはこの考えにはない。

▶50  
ワーク・ライフ・バランス  
内閣府によると、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

○ 設問のとおり。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画では、**①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備**について定めることとされている。

法律	法の目的
平成13年4月6日法律第26号	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた <b>高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度</b> を設けること、賃貸住宅について <b>終身建物賃貸借制度</b> を設ける等の措置を講じること等により、 <b>高齢者の居住の安定の確保</b> を図り、その福祉の増進に寄与すること
平成18年6月21日法律第91号	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、 <b>公共交通機関の旅客施設や車両等、道路、路外駐車場、公園施設、建築物の構造及び設備を改善する措置等</b> を講じて、 <b>移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進</b> を図り、公共の福祉の増進に資すること
平成19年7月6日法律第112号	<b>住宅確保要配慮者</b> に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定、賃貸住宅供給促進計画の作成、賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、 <b>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する政策を総合的・効果的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与すること</b>

□ **263**  
32回31改変  
社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(2018年(平成30年))において、**地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みている場合は、協働し、連携することが求められる。**

□ **264**  
32回31  
社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(2018年(平成30年))において、**地域課題の解決に必要な新たな社会資源の創出は、社会福祉士の専横的な職務であるとされている。**

□ **265**  
32回31  
社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(2018年(平成30年))において、**地域で表出されにくいニーズの発見は、民生委員に一任するとされている。**

□ **266**  
32回31改変  
社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(2018年(平成30年))において、**社会福祉士は、地元の商店や営利企業とも連携を進めることが必要である。**

○ 社会福祉士は、地域住民等とも協働しつつ、多職種と連携することが求められている。

✕ 社会福祉士は、ソーシャルワークの機能を発揮し、地域の福祉ニーズを把握し、既存資源の活用や資源の開発を行う役割を担うことが期待されている。だが社会資源の創出は、社会福祉士以外の人や組織が行うこともできるため、社会福祉士の専権的な職務とはいえない。

✕ 社会福祉士には、地域住民等とも協働しつつ、多職種と連携しながら、課題を抱えた個人や世帯への包括的な支援のみならず、顕在化していない課題への対応といった役割を担うことが求められている。

○ 社会福祉士が連携をする対象には、地域住民だけではなく、社会福祉法人や医療法人、ボランティア、特定非営利活動法人、教育機関、地元根付いた商店や企業等も含まれる。社会福祉士はこうした人たちが地域社会の構成員であるという意識をもって、連携を進める必要がある。